

# 山梨県公報

第二千三百五十四号

平成二十五年

九月十二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の解除の予定……………五九七
  - 土地改良事業計画の適当決定……………五九七
  - 道路の区域変更……………五九七
  - 道路の供用開始……………五九八
  - 建築基準法に基づく道路位置指定……………五九八
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五九八
  - 一般競争入札について……………五九八
  - 社会福祉及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録……………六〇〇
  - 社会福祉及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の変更の届出……………六〇〇
  - 遊漁規則の変更認可……………六〇一
  - 換地処分の実施……………六〇一
  - 公共測量の実施……………六〇一
  - 開発行為に関する工事の完了について……………六〇一

## 告示

### 山梨県告示第二百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横内正明

- 解除に係る保安林の所在場所  
甲州市塩山萩原字萩原山四七八三の二(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養

### 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあった土地改良事業(北杜市明野町中込地内農業基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横内正明

### 一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し 条例の写し

### 二 縦覧期間

平成二十五年九月十三日から同年十月十五日まで

### 三 縦覧場所

北杜市役所

### 四 異議申立期間

平成二十五年十月十六日から同年十月三十日まで

### 山梨県告示第二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 白井甲州線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山熊野字ケカチ二六〇番の二地先から 甲州市塩山下於曾字一ノ坪八七六番の一 地先まで	七・五〃 九・二	七・六〃 五二・九	一九七・二	一九七・二

山梨県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	甲州市勝沼町等々力字小泉八六 三番の一地从先から 山梨市上栗原字宮ノ上官有無番 地先まで	一四二・〇	平成二十五年九月十二日

山梨県告示第二百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十五年九月十二日

二 指定道路の位置

- 中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二千二百十八番九
- 三 指定道路の幅員
- 四・二一メートル
- 四 指定道路の延長
- 二十六・二四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人まめのえん
  - 2 代表者の氏名 菅場 和雄
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡鳴沢村五千四百五十一番地六十
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、地域に住む人々に対して環境保全のための有機農業の啓発、技術普及並びに遊休農地・耕作放棄地の削減に向けて、市民・法人等への耕作作業への参加を募り、有機無農薬栽培を基とする農法による農業生産を通して農業者と市民との交流を図り、農業者支援並びに農業への啓蒙活動を行い、従事者の生活向上と後継者の育成への一助と収穫作物を通して消費者の食育にも寄与すると共に、行政、各種支援団体等と協働して地域の発展に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年九月三日から同年十一月二日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 購入物品の名称及び数量  
凍結防止剤散布車 一台
- 2 購入物品の仕様等  
別紙仕様書とおり
- 3 納入期限  
平成二十六年三月三十一日
- 4 納入場所  
富士・東部建設事務所吉田支所 山梨県富士吉田市上吉田一丁目二一五

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- 5 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。
- 6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「車両」が登録されている者であること。
- 7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部  
管財課庁舎管理担当 電話〇五五―二二三―一三九二
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成二十五年九月十八日（水）までの、山梨県の休日进行を定める

条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法  
この公告の日から平成二十五年九月十九日（木）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。
  - 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十五年九月三十日（月）午後二時  
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四階 四〇七会議室
  - 5 入札方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので入札者は、契約希望金額を入札書に記載すること。
  - 6 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定方法  
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 8 その他入札に関する事項は入札心得（別紙）を確認すること。
- 四 その他
- 1 入札保証金  
免除
  - 2 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、規則第九十九条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約書作成の要否  
要
  - 4 違約金の有無  
有
  - 5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録  
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次の者を登録特定行為事業者として登録したので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八の規定により公示する。  
 平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横内 正明

氏名又は名称	住所	事業所		登録番号	登録年月日
		名称	所在地		
社会福祉法人白風会	山梨県南都留郡忍野村内野中賀背三千五百七十二番一	特別養護老人ホームいちいの木	山梨県南都留郡忍野村内野中賀背三千五百七十二番一	一九一〇〇〇八四	平成二十四年四月一日
社会福祉法人和人会	山梨県甲府市国玉町九百五十一番地の一	特別養護老人ホームトリアス	山梨県甲府市国玉町九百五十一番地の一	一九一〇〇〇九二	
有限会社北嶋	山梨県笛吹市八代町北千六百十六番地二	グループホームきたじま苑	山梨県笛吹市八代町北千六百十六番地二	一九一〇〇〇九一	平成二十五年一月一日
社会福祉法人光珠福祉会	山梨県笛吹市御坂町上黒駒二千九百六十四番地	地域密着型特別養護老人ホームエール二之宮	山梨県笛吹市御坂町二之宮千九百六十六番地一	一九一〇〇〇八三	平成二十五年四月一日
株式会社イービーエーサービス	愛知県小牧市大字北外山千八百五十四番地一	介護付有料老人ホームおおさとの憩	山梨県甲府市大里町三千三百七十五番地十	一九一〇〇〇八五	

社会福祉法人やまなし勤労者福祉会	山梨県甲府市若松町六番三十五号	小規模多機能ホームわかまつ	山梨県甲府市若松町六番三十五号	一九一〇〇〇八六	平成二十五年五月一日
医療法人社団富士厚生会	山梨県大月市大月一丁目十七番二十三号	介護老人保健施設山中湖あんの森	山梨県南都留郡山中湖村山中千六十九番地三	一九一〇〇〇八七	
社会福祉法人やまなし勤労者福祉会	山梨県甲府市若松町六番三十五号	ショートステイわかまつ	山梨県甲府市宝一丁目四番十六号	一九一〇〇〇八九	
社会福祉法人やまなし勤労者福祉会	山梨県甲府市若松町六番三十五号	ショートステイもそのいも	山梨県南アルプス市桃園三百七十九番地	一九一〇〇〇九〇	
社会福祉法人山梨檜の会	山梨県甲府市塚原町三百五十九番地	特別養護老人ホームゆめみどり	山梨県甲斐市玉川千七百番地一	一九一〇〇〇八八	平成二十五年五月七日

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の変更の届出  
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次の登録特定行為事業者から変更の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八の規定により公示する。  
 平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横内 正明

氏名又は名称	住所	事業所		変更事項
		名称	所在地	

社会福祉法人 心と会	山梨県甲府市増坪 町六百八十一番地	特別養護老人 ホーム春光園	山梨県甲府市増坪 町六百八十一番地	住所 事業 所の所在地
---------------	----------------------	------------------	----------------------	-------------------

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

西湖漁業協同組合 南都留郡富士河口湖町西湖二千二百四十三番地一

二 漁業権の免許番号

内共第十五号

三 認可に係る変更内容

1 こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、ふな又はオオクチバスに係る遊漁について、遊漁を行うことができる期間を「一月一日から十二月三十一日まで」から「三月一日から十二月三十一日まで」の間で組合が提示する期間に、遊漁を行うことができる時間を「日の出から日没までの間」から「組合が提示する時間」に変更することとした。

2 ひめます、やまめ又はわかさぎに係る遊漁について、使用することのできる竿の数を一人当たり五本までに制限することとした。

3 こい又はふなに係る遊漁について、撒き餌の使用を禁止することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十五年十月一日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（八代地区高家工区）の換地処分を平成二十五年九月三日実施した。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、平成二十五年八月二十九日付けで富士川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測）

二 作業期間 平成二十五年八月二十九日から平成二十五年十二月二十五日まで

三 作業地域 南巨摩郡富士川町の一部

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町小立字上中道五〇四一、五〇四二、五〇四三、五〇四四、五〇四五、五〇四六、五〇四七の一、五〇四八の一、五〇四九の一、五〇五〇の一の一部、五〇五一、五〇五二の一、五〇五三の一、五〇五四、五〇五五、五〇五六、五〇五七及び五〇六五の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村内野六百九十六番地 株式会社土手影建設 代表取締役 後藤 義

三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番